

日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペを行う目的

本事業は、「三重の日本酒」を海外展開するうえで、世界への情報発信力が高いフランスをターゲットに、G I「三重」のブランド化の推進および販路拡大の取組を支援することを目的としています。

当該事業の委託を行うにあたり、ブランディングにおけるノウハウや豊富な経験、効果的な事業実施手法について企画提案コンペを行い、事業者を選定します。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名

日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業

(2) 委託期間

契約日から令和4年3月18日（金）

(3) 委託内容

別添資料「日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）の内容に基づくこと。

(4) 成果品

以下の資料を令和4年3月18日（金）までに、三重県営業本部担当課に紙媒体1部 及び 電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

- ・事業実施報告書（A4版・カラー）
- ・酒蔵見学の動画コンテンツの電子データ（DVDやSDカードなど記憶媒体保存した形で納入）

※「mp4」「avi」「wmv」「mov」のいずれかのファイル形式で保存し提出すること。

※解像度はフルHD以上とすること。

- ・ウェブサイトデータ
- ・ウェブサイト設計書
- ・その他必要と思われる資料

3 契約上限額

4,936,800円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

5 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・1部

※ 登記簿謄本等の要添付書類（コピー可）も1部添付してください。

※ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第2号様式）も1部添付してください。

- (2) 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）

企画提案書のサイズはA4版（A3版による折り込み可）、両面30ページ以内とします。

なお、企画提案書については、以下のア～オの事項について出来る限り具体的な提案内容を記載してください。

ア 業務の実施体制

- 業務実施体制（実務責任者、担当者の役職、氏名）
- 業務に関連するその他の組織等との連携体制

イ 提案書の概要

- 提案内容のポイント
- 三重の日本酒の魅力発信・販路拡大するための工夫

ウ G I 「三重」ポータルサイトの構築

- ポータルサイト作成上の工夫及び構成イメージ
- 掲載コンテンツの内容やその狙い
- 掲載コンテンツの一つである酒蔵見学の具体的な実施内容
- 酒蔵見学動画の作成上の工夫
- 次年度以降の維持管理コスト

エ 三重の日本酒のメディア発信

- 具体的な実施内容やスケジュール
- 選択したメディアやその狙い
- 情報発信上の工夫

オ 業務実施スケジュール

- 令和3年8月中旬の契約締結を前提に、令和3年8月から令和4年3月までの業務実施スケジュールを記載

カ その他

- 本企画提案をより効果的なものとする工夫があれば記載

- (3) 見積書（第3号様式）・・・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）

見積書及び見積内訳書は、以下の内容に留意し提出してください。

ア 見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額の110分の100に相当する金額）としてください。

イ 見積価格は、本業務の履行に要するすべての経費を含め記載してください。

- (4) 提案事業者の概要書・・・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）

ア 組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、沿革等を簡潔に記載したもの。（自社パンフレットでも可。）

イ 過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は、資料を添付。

6 企画提案資料の提出期限等

(1) 提出期限

令和3年7月30日（金）17時まで（必着）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部三重県営業本部担当課

(3) 提出方法

郵送又は持参による提出とし、メール、FAXによる提出は不可とします。

なお、郵送の場合、確認のため三重県営業本部担当課まで電話連絡をお願いします。

7 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

質問等がある場合は、次のとおり20担当部局まで文書（様式任意）の提出により行ってください。

(1) 質問の受付期限

令和3年7月21日（水）17時まで（必着）

(2) 質問の方法

持参又はFAX（059-224-3024）、電子メール（eigy@pref.mie.lg.jp）で受け付けます。なお、FAX、電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話（059-224-2336）にて着信の確認を行ってください。

(3) 質問に対する回答

令和3年7月27日（火）17時までに原則三重県ホームページに掲載します。
（掲載ページ：当事業のコンペ公告ページ）

8 企画提案コンペの実施

(1) 書面審査

提出された企画提案書の書類審査を行い、書類審査の結果については、令和3年8月上旬に各提案者に対して文書にて通知します。

なお、申込数が10件に満たない場合は、書類審査を省略します。

(2) プレゼンテーションの実施

提案者によるプレゼンテーションを実施します。

【日時】令和3年8月5日（木）午後（予定）

提案者ごとに時間を設定のうえ、別途通知します。

【実施方法】WEB会議（Zoom）（予定）

【その他】プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書によるものとします。※画面共有などは行わないでください。

9 最優秀提案の選定方法

別に設置する「令和3年度日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業に関する委託業

務企画提案コンペ選定委員会」において、以下の項目等により総合的に評価し、最優秀提案1件を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

(1) 妥当性

事業目的に合致し、かつ具体的に記述しているか。

(2) 専門性

事業実施にかかる豊富な知識や経験およびノウハウを有しているか。

(3) 企画性

事業目的を達成するための効果的な提案内容となっているか。

訴求力や見やすさを兼ね備えた構成やコンテンツになっているか。

(4) 実施体制

事業実施にかかる十分な業務受託体制となっているか。

(5) 計画性

適切なスケジュールか。必要経費が適切に見積もられているか。

10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあつては、13（1）に示す見積書提出時に（1）から（3）までの書類を提出していただきます。（※（1）、（2）にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（FAX又はメール可）してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が過去6か月前までに発行したもの）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6か月前までに発行したもの（無料））の写し（提示可）
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

12 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。（委任状による委任を受けている場合を除く）
- (4) 参加に際して事実と反する申込み又は提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は企画提案書もしくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所（所在地）、商号又は名称、押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。

(9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

13 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- (3) 三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

また、契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不

当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

19 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とします。
- (2) 提出された各企画提案資料は返却しません。
- (3) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (4) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (5) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (7) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (9) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

20 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部三重県営業本部担当課 伝統産業・地域資源活用班

担 当 : 中川

電 話 : 059-224-2336 FAX : 059-224-3024

Eメール : eigyo@pref.mie.lg.jp